

市民環境常任委員会会議記録（概要）

平成22年9月7日（火）

開 会 （午前9時30分）

【議 事】

○議案第73号 所沢市役所出張所設置条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第73号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第78号 所沢市斎場条例の一部を改正する条例制定について

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員

本市斎場を利用する近隣自治体に、値上げする旨の投げかけはしなかったのか。

見澤市民課長

協議したことはありません。

西沢委員

待合室の使用料が7,000円だが、市内・市外居住者とも同じ金額なのか。

見澤課長

市内居住者は2,000円で、市外居住者が7,000円です。

西沢委員

市外居住者の火葬場使用料を1万円上げた積算根拠は何か。

見澤課長

近隣の斎場とのバランスを考えたものです。

西沢委員

積算根拠を聞いた場合、他の自治体の例を参考にしたという答弁が多いのだが、他の自治体の例しか積算根拠は出せないものなのか。例えば

炉が増えたことによる施設改修費や、今後の使用状況を見積もって積算することは一般的にはしないのか。

見澤課長

これで赤字をなくすということであればそのように算出することもあると思いますが、公共福祉的な要素が強い事業であり、また炉の改修費用が約5億円でしたが、金額を上げることでそれを回収することは不可能かと考えております。

桑島委員

完全に独立採算でやるとしたら、経費はいくらになるか。

見澤課長

火葬経費は1体当たり約2万2,000円かかります。市内居住者は5,000円としていますので、市外居住者の方が件数が少ないので5万円を6万円にしたということです。

桑島委員

火葬場の建設は市単独予算なのか。

見澤課長

そのとおりです。

桑島委員

補助金のない公民館の使用料は、市内・市外居住者で差別していないが、斎場はどのような根拠で差別しているのか。また、同じ生老病死な

のだから、小児夜間は市内・市外居住者で格差をつけるべきだと考える。

堀市民経済部 市民の方は今まで市民税を納入していただいていることもあり、斎場
次長 はどこの自治体でも市内・市外居住者を区別しているものと認識して
います。

桑島委員 これから市民の定義が通学者と通勤者になったらどうするのか。住民
の定義はどうなっているのか。

堀次長 火葬については、市内・市外在住者の区分が死亡者の住所によること
になっています。

桑島委員 例えば、住民票は移さずに本市に住んでいる学生が不慮の事故で亡く
なり、火葬は市内で行う場合、市内在住者料金になるのか。

堀次長 市外の料金になります。

村田委員 火葬場は市の単独予算で建設された。市民の予算で組んでいるから、
納税の義務を負った者を火葬する場合は低額の料金でやるが、市外居住
者が利用する場合は納税の義務のない人なので、一定の料金を取ること

にすることについて、慣例的にどこの市も同じだから、本市もそういう視点で料金を設定するという議論をした。実際全部を市内居住者料金にしたら採算が合わない。差額は全部市の一般会計から補填しているのだから、当然税金を納めている方ということになる。引き継いできた中で、そういう考え方はなかったのか。

見澤課長

考え方はそのように思います。

桑島委員

市民サービスとして2万2,000円かかるものを、市としては1回の火葬あたり1万8,000円補填していることになる。これは一種の現物給付だが、条例上の裏付けがないようである。現物給付行政たる根拠は何か。

大館市民経済
部長

根拠的な明示はありませんが、市民サービスの在り方として、このような方法で行なっているということです。

桑島委員

住民サービスと納税の関係は複雑である。例えば、本市は人口30万人以上だから事業所税を徴収している。納税額だけで言えば、本市に事業所があるが市外居住者だという人の方が納税額が多い場合がある。大学生に関しても、固定資産税はないかもしれないが、それなりの経済波

及効果はある。住民の定義はきわめて難しく、住民基本台帳法における住民の定義と住民サービスの対象としての住民はずれがあるわけである。国民年金の場合は保険者であるという点で、給付についての制限があることは是認できるが、住所要件を単に住民票の有無で区切ってよいのかということに対し、もう少し考慮があっても良いのではないか。

大館部長

斎場のサービス提供については、自治法上に規定されている住民、そこに住所がある者と考えているということで、自治基本条例の中での市民とのずれがあるかもしれません。

脇委員

2点伺いたい。1点目は、他の自治体の類似する政策等の火葬場使用料が、「待合室含む」という形になっているが、本市の場合は待合室は含まないことになっている。なぜこういった表示になっているのか。もう1点は、亡くなった場合に国民健康保険で5万円支払われるが、12歳以上を6万円としたのは、1万円上げることによって政策的に市外居住者よりも市民が利用する機会が増えるようにという意図があるのか。

見澤課長

斎場によって料金設定がまちまちで、待合室と一緒にしている所は切り離すことができないため、「待合室含む」という形で記載し、含んでいないものは待合室を別に掲載したという形で記載しました。市外居

住者の使用料につきましては、従来本市の住民であり現在も市から介護保険等の給付を受けている住所地特例の方の使用料について、市内居住者扱いにするという新しい規定を設けました。

脇委員

指定管理者が管理しており、建物管理が入っているので、料金設定の中で火葬場の使用料と待合室使用料を別に書かなければならないということはないのか。

見澤課長

指定管理だということは特に関係なく、料金設定の仕方の問題です。

脇委員

6万円になったことについて、市外の方の利用が落ちてきているので、値上げによりもっと少なくなることを意図するという意味での1万円の上積みではなく、周辺の自治体に合わせて調整したということでしょうか。

見澤課長

そのとおりです。

城下委員

住所地特例ということで、介護保険法と障害者自立支援法が新しく項目として加わったが、近隣の自治体にはこの特例はすでに入っているのか。また、これ以外の特例を設けているところはあるか。

見澤課長

近隣でこういった特例を設けている自治体はありません。

桑島委員

住所地特例とは、介護保険は本市で受けるが住民票は移すということである。その人たちを介護保険のデータから引っ張って確認するのだが、斎場の場合どのように該当者を認識するのか。

堀次長

介護保険の被保険者証といったもので確認したいと考えています。万が一被保険者証をお持ちにならなくて、いったん市外料金で徴収した場合は、還付を考えています。

桑島委員

本市に何十年も居住し、たまたま引っ越した人はいきなりお金を取られ、住所地特例に引っかかったら市内居住者料金になるというのは、不公平だと思う。まさに住民の定義があいまいなのではないか。住所地特例だから良いというのは一見親切そうだが、住民票も介護保険も移した住所地特例ではない人も権利があるということで裁判を起こされたら、勝てないのではないか。

堀次長

裁判に勝てるかどうかまでは検討しませんでした。条例上住所が本市にある方がということが載っていますので、まずは住民記録にある方が市内居住者料金ということです。今回の住所地特例については、今まで

も市長への手紙や市民課に要望が出ており、例えば両親のうち1人は本市の病院あるいは自宅で亡くなり、市内料金ですが、もう1人は狭山市の特別養護老人ホームで亡くなり、その場合市外料金になるといった事例の要望が出ていたので、今回整備しました。

桑島委員

要望があろうと、公平にサービスを提供する義務があるにもかかわらず、住所地特例者のみを優遇する根拠がわからない。住所地特例というのは国の苦し紛れの施策である。住民の定義があいまいなのではないか。住民記録の中での住民を対象としながら、住所地特例だけ例外的に市内料金にするという法的根拠は何か。

堀次長

他市において住所地特例は取り扱っていないところがほとんどですが、市民料金にするかどうかの区別は、亡くなった方が住民記録を持っていること以外のことでも市民料金にしている場合があります。その場合、死亡届の届出人の住所や葬祭をする代表者の住所などあいまいになるので、本市では住所地特例の方を整備したということです。

桑島委員

そもそも住所地特例というものはやってはいけないものなのである。介護保険財政の問題から苦肉の策なのである。本来住民基本台帳法によれば、居住地に住民票を移す義務がある。介護保険も本来であれば移動

先に移動するのが筋だが、介護保険制度の歪みなのである。その歪みに対してなぜ対応するのか。3段論法でいけば、住所地特例者はほぼ準住民としての扱いをすることになる。住民だけに限定し、在勤者も在学者も考慮しないとしながら、なぜ住所地特例だけ市内料金とするのか、根拠がわからない。

能登市民経済
部次長

住民の定義ですが、自治法上の住民ということで、自治体を構成する基本要素です。そういう意味では市民という言葉は自治法には出てきません。自治法上で定めた住民であるので、義務も権利も出てきます。住所地特例は家族の本拠地が本市にありますが、やむを得ず施設がないために他市に移らなくてはいけないという事情があり、長く本市に住んでいたが施設がないためにやむを得ず他市に行くという市民感情を考慮して、住所地特例も適用しても良いのではないかとということで、厳密な意味では根拠はないのですが、良いのではないかと判断です。

脇委員

墓地を視察したことがあるが、横浜市の市民墓地は墓地購入者の家族であれば横浜市外に納骨されているものでも何体か一緒に納められる。そういうことも考えると、住所地特例についてこのように規定することは市民にとってよりよいサービスになると考え、肯定する。裁判が起きたら闘ってほしいと思うが、裁判については想定していたか。

堀次長

今回の使用料改定については、庁内で検討委員会を作り何度か検討してきました。その中では裁判のことについては俎上に上がりませんでした。

村田委員

担当課としては、介護保険法、障害者自立支援法以外に一切拡大解釈して使わないのか。それとも一つのものがあるので、似たような部分が出てきたときには準じて扱うのか。

見澤課長

基本的に2つの法律に規定される施設ということで考えていますが、今後、障害者自立支援法の一部改正などで、特定施設の種類が追加された場合には、減免の対象にしたいと考えています。

村田委員

それは法解釈で扱うことではない。そうなったら、条例を改正するべきで、法解釈の中に入れ込んでいくことはおかしい。障害者自立支援法が改正されたらそれに基づいてこの条例そのものを改定し、議会の承認を得るのが基本ではないか。

大館部長

条例ということで、適用する場合は、今決めた範囲やそれ以外のものでも該当するようなものが発生してくれば、条例を改正していくことが筋だと考えます。

城下委員

今回の一部条例改正の2つの住所地特例については国のいろいろな法律があるが、その中で十分に対応し切れていないものを地方自治体は抱えている。住所地特例は、そういったところを地方自治体として地方自治を生かすという立場で救い上げていく一つの形と捉えてよいか。

能登次長

そのとおりです。

桑畠委員

例えば本市に住民票があり、札幌の大学に行った人が、身罷ってしまった場合、札幌市では市外料金である。現物給付の最大の問題点は、同じ住民でありながら、亡くなった場所によって差別的な扱いをしていることである。たまたま旅行中に亡くなってそこで火葬することになった場合、同じ住民でありながら同一サービスを受けられないことになる。亡くなった場所が遠いことで、損をするわけである。それであれば、市内外同一金額にし、死亡手当を現金給付するなどすれば住民にとって平等である。ところが亡くなった場所が違うだけで、当然得るべき権利を受けられないのである。さらに住所地特例だけは良いという。亡くなった市内居住者すべてに対して差額分なり、本来得るべき利益を申請したらもらえるという制度設計にしないと不公平ではないか。

能登次長

今のお話は、自治体が市内・市外居住者を区別していないことを前提

とすれば成り立つと考えますが、他の自治体が本市と同じやり方をして
いる場合は成り立たないと思います。

桑島委員

もし市内居住者を優遇したいのであれば、市外居住者には使わせな
いべきであるが、市民のためといいながら市外の人を使うことにより経営
を賄っているという仕組みである。現物給付の仕組みは、理論を突き詰
めていくと根拠がないので、現金給付がわかりやすいのである。しかし
現物給付で物理的な制約の中で一律支給するということに関して、しか
も距離的な要件が出てくるものは、本当に理論的に構成すべきであ
る。さらに住所地特例まで入れると、拡大解釈して、例外事項が増えて
いく。住所地特例は法律ではなく通達ではないのか。

堀次長

介護保険の施設のことについては法律で規定しています。住所地特例
の内容については、通達のままだと認識しています。

杉田委員

市外居住者の料金が2割上がるということであるが、平成21年度の
市外居住者の使用件数は624件で、使用料の合計は約3,000万円
であり、2割上がれば21年度で言えば約600万円プラスになるとい
うことでよいか。

見澤課長

そのとおりです。

杉田委員

市外の使用状況が平成20年度から減っているが、要因やこの先の見込みを伺いたい。

見澤課長

市外を見ると、平成20年度に大きく減少していますが、富士見市にしののめの里という新しい施設ができたので、市外からの火葬は減りました。

杉田委員

今後清瀬方面等でも斎場を作る予定があれば、本市の斎場利用は減っていく可能性があり、現在と同じような状況であれば、高齢者は増えているので利用は増えていくと思われるが、どのように見込んでいるか。

見澤課長

今のところ新しい斎場ができるということは聞いておりませんが、過去10年の傾向と今後10年の傾向を確認しました。今までも、これからについても約4パーセント程度の伸び率と考えます。

杉田委員

駐車場に車が置ききれない時があるのではないかと思うが、そのような時はないか。

見澤課長

今のところ、市には駐車場を広くしてほしいという意見は寄せられて
いません。

杉田委員

置くところがなかったというような話は聞いたことはあるか。

堀次長

斎場全体を借り切って行われる大きな葬儀も年に何度かあり、そうい
った時は確かに駐車場が足りず、近隣の道路等に置いているという事実
はあります。

【質疑終結】

【意見】

桑島委員

会派「翔」として賛成しますが、懸念事項があります。住所地特例施
設入所者が斎場のサービスを受けられるということは、サービスの拡大
につながる一方、差別的な価格設定をしている定義があいまいになると
いう危険性もはらんでいます。障害者自立支援法のほうは良いと思いま
すが、住所地特例施設の定義は介護保険法でされていますが、住所地特
例の扱いそのものについては、厚生労働省の局長の通達レベルの話であ
って、国においても非常にあいまいな制度であるという点からも、どう
なのかという部分もあります。今後このような特例規定を設けるにあた
っては、市内・市外の差別価格の見直し等も含め、あるいはこれをきつ

かけに住民の範囲の拡大も視野に入れて、十分慎重に協議していくことを願って賛成します。

【意見終結】

【採 決】

議案第78号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第79号 下山口駅第1自転車駐車場等の指定管理者の指定
について

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員

昨日の本会議での質疑にもあったが、市内に支店があるかどうかという議論の中で、議案資料の65ページで、日本環境マネジメント株式会社が、正直申し上げてということで市内に支店登記はあるが営業実体がないというような説明をしている。これで、この業者は点数0点である。また、社団法人日本駐車場工学研究会については、前に議論になったが、看板だけ出ている営業所だったが、点数は満点が付いている。指定管理者の指定を受けるときの点数評価について、所沢市内に支店の有無については評価の対象になるので、違法とはいわないが、こういった工夫をしてくる業者が増えると考えられるので、何とかしなくてはという議論がなされている。そういう中で今回は0点のところと42点のところが出てしまった訳である。議案資料73ページ中段の委員発言の中で、「書面とヒアリングで疑義が生じた場合には、実際に現地へ行って、看板ぐらいは確認し、評価する方法を取らざるを得ないのではないかと考えます。」との議論が気になった。看板だけで営業実態があるかないかの議論はできないと思う。後のほうでも、「確かめるにしても現地に行

って看板や表札を確認するぐらいしか調査の方法が無いと思います」という発言で終わっている。これは、実体としてはあまり意味がないのではないか。看板や表札を確認しただけで、そこが支店や営業所であると認定できるという考え方で、このまま指定管理者の判断材料として良いのかどうか疑問に思う。この現状はどういうことなのか。

堀次長

登記自体も書面審査だと委員さんも言われておりまして、今回は看板を確認し電話もかけて確認いたしました。日本駐車場工学会につきましては、現地は一般の住宅ではありますが、別に電話も引いており、営業をしていると認識したところでございます。

西沢委員

前回この件は本会議でも委員会でも議論になったことであるが、にもかかわらず、実態調査については進展していないという印象を受けた。要綱や規則を作ってしっかりと確認するような工夫を、今後する考えはないか。

堀次長

今回、関連で、点数につきましても委員会ごとに違うという点は不公平であるというご意見もいただきましたので、総合政策部に話をいたしました。委員ご指摘の要綱や規則につきましても、全庁的な問題と考えますので、同様に総合政策部に話をしてみたいと考えております。

西沢委員

今回、シルバー人材センターが指定管理を受けることになったわけだが、シルバー人材センターが収支見積を出した時に、資料の83ページだが、昨年の決算額よりも利用料金収入を多く見積もっているという説明があった。ここは、委託料が発生している場所なので、その委託料が低いほうが指定管理を受けやすい事情もあると思う。決算額より利用料金収入を高く見積もっている業者が2団体あるという説明だが、どの程度高く見積もっているのかということと、指定管理の決定に対して委託料の高低がどれほど影響があるものなのか。

堀中交通安全
課長

自転車駐車場の収入は、基本的に利用料金しかございませんので、収支の中に占める割合は大きくなっております。それぞれの事業者で経費の取り方が違っております。例えばチラシにつきましても現在管理を行なっている事業者は、既存のものを利用できる等の差がございます。高めに見積もっている事業者につきましては、宣伝活動も行なうという事業説明を受けております。

西沢委員

昨年の決算額はいくらか。

堀中課長

昨年の下山口の決算額ですが、全体で1,009万9,761円が支出でございます。利用料金収入につきましては、757万6,200円で

ございます。今回の提案では778万9,300円と見積もられております。

城下委員

資料70ページ、指定管理者のプレゼンテーションのところで、日本駐車場工学会のことだが、看板と電話確認をしたと説明があったが、実体というところで今回の審査にあたって、現地に行って現地でヒアリングをすとか事務所の稼働状況などを調査するなどの議論は、審査会の中で出ていなかったのか。あくまでも、電話のみでの確認ということだったのか。

堀次長

確認につきましては、申請書類、ヒアリング、現地での看板確認、電話でございます。事務所の稼働状況を確認すべきとのご意見はございませんでした。

城下委員

先ほど、総合政策部にこの件を今後提案すると説明があったが、指定管理者制度を広げていくというところでは、こういう業者も今後増えてくることは想定される。だからこそ、3月議会の委員会でも意見が出たと思うのだが、審査会では意見がなかったということはその辺の受け取り方が違っていたのかとの印象を受ける。応募事業者の担当者も所在場所に行ったことがないとか正確に把握できていないなどの答えを

しているなかで、点数が42点付いているというのは、これを読む限りこの点の位置付けに重きを置いて審査していくべきではなかったかと思うがどうか。

堀次長 いろいろご意見をいただく中で、改善が必要だと認識しておりますので、今後、総合政策部と調整させていただきたいと考えております。

城下委員 今回の指定管理の期間が1年になっている。議案質疑では、他の施設と足並みを揃えていくとの説明だったが、事業の効率化という意味でそのようになったと考えてよいか。

堀次長 委託先についての事務の効率化ということもございますが、委託料が発生している赤字の施設と黒字で納付金が発生している施設とのグループ分けをして、できるかぎり委託料の発生を抑えようとの意図もございます。

杉田委員 委託料の関係だが、資料7ページの評価事項では委託料提案額は適切かということで4段階に分かれおり、10ページに各社の点数が出ている。シルバー人材センターが一番委託料が少ないということで60点になっており、あと54点や40点、最低は6点とある。委託料はそれぞれ

れの事業者で違って出てくる訳だが、評価の4段階はどのような基準で定められたものなのか。

堀次長

指定管理につきましては、サービスの向上と経費節減が大きな目標でございますので、点数の基準につきましては委員会の中である程度のメリハリが効かないと加点した意味がないとのご意見もあり、審査の結果で定めたものでございます。

杉田委員

パーセンテージをもとにするなどのわかりやすい基準は定めていないのか。

堀次長

市で積算した委託料より多い少ないなどの状況も必要とは考えますが、今回はパーセンテージなどの基準は設けておりません。委託料の金額が安いだけでは評価できないとのご意見もございました。委託料が低額であっても、人件費が削減されているのではよろしくないというご意見でございまして、この委託料につきましては総体的に委員さんが判断をすると決まったものでございます。

浅野委員

事務所の所在の問題で確認だが、市内に事務所があるということで、本社・支店・営業所・事務所など法人の登記事項があり証明書もあると

のことだが、新聞社などで支局が自宅になっている場合もある。そういう意味も含め、本社が市外で事務所が市内の個人の自宅にあっても、登記があれば市内事業所として認めるというガイドラインということか。

堀中課長

登記されていても実態がないという場合もございますので、全体として判断をさせていただきました。

本田コミュニ
ティ推進課長

ガイドラインにつきましては、もともと指定管理者の選定の考え方の中に市内業者・市外業者という区分は持っておりません。市内業者の点数を高くするなどの評価項目や基準につきましては、施設の特性をふまえ施設ごとに委員会で決定するというようになっております。

浅野委員

施設ごとというのは、指定管理の議案ごとに違うということか。

本田課長

そのとおりでございます。

浅野委員

市外に事務所があっても実績や信頼性がある業者が、市外ということで点数が低くなるのはふさわしくないと考えている。施設ごとに基準が異なると解釈してよろしいのか。

本田課長

そのとおりでございます。

村田委員

期間が平成24年3月31日までということは、翌4月1日からは全部のものを一斉にやるということだが、何箇所が対象になるのか。

堀中課長

29箇所でございます。

村田委員

そうすると、29箇所を24年の3月末までに決めることになるが、事務的な能力は大丈夫なのか。

堀中課長

現在は7ブロックに分かれておりまして、この検討もございますが、委員会の開催方法などを調整して事務の重複を避けたいと考えております。

村田委員

集約することのメリットはなにか。

堀中課長

まず、応募団体側にも市側にも効率的なメリットが発生すると考えております。29箇所全てが別々の会社ということではないと考えておりますので、事務的な効率化があると思います。もう一点は経費的な問題でございますが、まとめて行なうことで市への直接的な委託料の発生を

抑えるということと、金額そのものも削減されると考えております。

村田委員

素晴らしいようにも聞こえるが、危険性もあると思う。ひとつ間違えば、29箇所をうまく配分してとってしまうことにもなりかねないが、そういうものは排除できるか。

堀中課長

指定管理者候補の選定の手続きに沿いまして、適切に進めてまいりたいと考えております。

西沢委員

土地についてだが、第1・第2・第3とあって、第1は西武鉄道からの無償貸与で、第2と第3は土地借料が発生しているが、今後、委託料が44万円発生していて土地借料も2つで200万円以上かかっている。利用状況を見て、閉鎖等の方向性はどうか。

堀中課長

稼働率は7割程度ございますが、人員の配置の関係で、一時利用やバイク利用を1箇所にまとめているなどの調整をしております。また、駅を中心としてバランス良く配置したいということもございまして、分けているのが現状でございます。直ちに廃止ということになりますと、台数不足ということになります。

脇委員

資料34ページの③の高齢者の雇用と、35ページの支出に記載されている人件費のリーダー手当について、議案質疑もあったが、再度この辺の見解について確認したい。シルバー人材センターは会員に対しては請負という形でお願いしているわけなので、リーダー手当や管理人等の人件費の費目があるが、高齢者の雇用と支出の関係で、全く問題がないというのは、どういう考え方なのか確認しておきたい。

堀中課長

シルバー人材センターと会員との関係につきましては、登録をして仕事のお世話をするという形でございますが、全ての会員の方が全員一律ですと、管理的な問題や連絡等の問題がございますので、運営上リーダー格の人をあてて進めるということはシルバー人材センターの仕組みでございますので、問題ないと考えておりますし、望ましいと考えております。

脇委員

それは、上司の下で仕事をするということではなく、お互い平等なのだが、何人かの人が仕事をするのでその調整役だという認識でよいか。

堀中課長

そのとおりでございます。

脇委員

人件費に4項目あるが、調整役はどちらで、その人件費に該当するの

はどれか。

堀中課長

管理人でございます、管理人の人権費にリーダー手当がプラスされるものでございます。

村田委員

議事進行になるが、今の協委員の質疑で、資料を参考資料として見るのはいいが、中身についての質疑となると、団体・企業に対して内部まで全部議会が手を突っ込むことになると思う。この議論はすべきでない。

協委員

細かい金額を確認したのではなく、シルバー人材センターの雇用の仕方が請負で個別に会員に紹介していくという中で、老人憩いの家だったと思うが、シルバー人材センターが指定管理を受ける時に、請負の形でなじむのかと疑問があった。今回は自転車駐車場の管理だが、ここでもそのことを確認しておきたいと思っただけである。

矢作委員長

本件は議場でも議論になった事でもあるので、委員長はこの場での質疑は差支えないと判断する。

【質疑終結】

浅野委員

【意見】

民主ネットリベラルの会を代表して議案第79号について賛成の意見を申し上げます。今回の指定管理制度では、評価のガイドラインを作り選定しました。今回のガイドラインで法人としての信頼性のところに、市内に事務所がある項目が42点という高い点数になっていました。質疑の中で確認したところ、市内に事務所がある項目は施設ごとに違うとの市のガイドラインの考え方がありました。私たち会派も必ずしも市内に事務所があることに重点を置かなくてもよい場合があると思います。経験や実績がある優秀な団体が指定管理を受けることは、市民サービスになりますので、維持してください。また、選定の特定事項の中に市内在住者の項目も42点という高い点数になっておりますので、この項目は今後とも高い点数を維持するように申し添えて、賛成の意見といたします。

【意見終結】

【採決】

議案第79号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第68号 平成22年度所沢市国民健康保険特別会計補正予

算(第1号)

【補足説明】 な し

【質 疑】

城下委員 埼玉県の特設基金を利用した事業だが、10月から来年3月までの雇用期間ということだが、3月をもって雇用契約終了なのか、延長もあり得るのか。

高杉国保年金 緊急雇用の基金につきましては、23年度で終了ということになって
担当参事 おります。本件は10月から来年の3月までということですが、事務の円滑化を図る観点から、国保年金課の収納グループに臨時職員ということとで配属予定でございます。

浅野委員 ここだけではないのだが、緊急雇用の場合のパソコンのレンタルについては、国の決まりで備品として買えないということでレンタル対応との説明があったが、レンタル先も国が指定しているのか。

村松商工労政 市で見積もりをとりまして、計上しております。制度として、備品購入
課長 できないわけでございますが、レンタル先まで決められているという

ものではございません。

村田委員

パソコンはノート型なのか、それとも特殊なものなのか。

村松課長

ノートパソコンでございます。

村田委員

8万円あったら購入できる。無駄なお金を使っているようにも見えるが、なぜ8万円なのか。

村松課長

本件は、情報統計課に予算を執行委任して執行するものでございます。情報統計課との調整のもとで、業者に見積りをとらせていただきました。

村田委員

見積りは1社からとったものか。

村松課長

予算計上の段階では、1社から参考見積りをとったものでございます。

村田委員

レンタルの入札の際には、何社か入るのか。

村松課長 執行委任で情報統計課に依頼しますので、確認をしてみないと分かりませんが、おそらく数社で行なうものと思われます。

村田委員 執行委任するから確認しないで予算計上したのは、無責任である。補助金だから全部使って構わないんだという考え方ではないと思うがどうか。

村松課長 補助金だから全部使ってしまおうという感覚ではございません。

村田委員 見積りに基づいて予算化しただけであって、入札等により経費節減の努力をすることは間違いないか。

村松課長 その考えでございます。

杉田委員 会派のヒアリングで聞いたが、8万円は高いような気がするが、本体だけでなくカスタマイズ分を含んでの金額ということではないのか。

村松課長 見積りは、委員ご指摘のとおり庁内LANへ接続するためのセキュリティソフト導入などのカスタマイズを含んだものでございます。

【質疑終結】

【意見】 な し

【採 決】

議案第68号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 (午前11時6分)

再 開 (午前11時15分)

○議案第66号 平成22年度所沢市一般会計補正予算（第3号）

当委員会所管部分

【補足説明】 な し

【質 疑】

西沢委員 緊急雇用はハローワークが窓口になるかと思うが、応募倍率を伺いたい。

高杉参事 前回、今回と同様に臨時職員をお願いしましたが、募集1名に対して2名の応募という状況でございました。

村松課長 本件につきましては、ハローワークに募集をかけるわけですが、募集の期間によりましても倍率が変化してまいります。これまでの実績を見ますと、1人の募集に対して5～6人程かと思えます。

城下委員 今回、パルコ南通り商店街の街路灯設置ということで、議案質疑で今後の予定についての答弁があったが、もう一度確認したい。

村松課長 街路灯LED化の関係でございますが、現在、希望が出されておりますのは、美原町商工会と狭山ヶ丘中央商店会でございます。

桑島委員

パルコ南通り商店会の現在の会長は誰か。

村松課長

三枝家光さんでございます。

桑島委員

パルコ南通り商店会は、法人格的にはどうなっているのか。

村松課長

任意の団体でございます。

桑島委員

所沢市の商店会は任意団体とそうでない団体と分かれていると思うが、現在の状況はどうなっているか。

村松課長

法律に基づいた法人格のあるものとして、商店街振興組合法に基づく商店街振興組合、中少企業等協同組合法に基づきます事業協同組合、任意の団体の3つに区分されております。

桑島委員

任意の団体である商店会にも補助金は出るのか。

村松課長

可能でございます。

村田委員

任意の団体の場合、例えば裁判など何かあった場合にみなし法人とし

ての適用を受けるか。

村松課長 自治会・町内会などの法人化していない地縁団体と同様に考えております。

村田委員 県の補助金も出るようだが、県と市と商店会の負担割合はどうなっているか。

村松課長 今回の全事業費が507万1,500円でございますが、県補助金が4分の1ということで126万7,000円でございます。市は3分の1で169万円、商店会の自己資金が211万4,500円となります。

石井委員 設置後は、管理費や維持費がかかるわけだが、任意の団体だということとで、もしこの団体が急きょ解散するという状況になった場合、維持管理費や設置補助金の清算はどのようになるか。

村松課長 現在は電気代につきましても市の補助金が出ているということになりますが、もし、解散ということになった場合は継承ということになってくるかと考えますが、どこかの商店会と一緒にさせていただくことがまず考えられる第一の方法かと思えます。

石井委員 解散した商店街の街路灯処理に係わった経験から言うのだが、今の時代は解散しないということを前提に物事が動いていけない時代である。いつどのような状況になるかもしれないという対応策をいつも持っていることの検討を今後行なえるか。

村松課長 そのような事態が発生しないとも限りませんので、考慮してまいりたいと考えております。

石井委員 LEDの色は青色か。

村松課長 白色でございます。

浅野委員 どのような形で、県や市の税金が使われているということを、例えば看板などで知らせる方法を検討しているか。

村松課長 看板設置を義務付けてはおりません。

浅野委員 パルコ南通り商店会と市が協議して、そのような看板設置が可能か。

村松課長 お願いすることは可能と考えますが、本来は要綱等に明記して実施す

るものと考えております。

浅野委員

今回の件を、パルコ南通り商店会にお願いできるか

村松課長

ソフト事業では難しいと思いますが、ハード、いわゆる施設整備をした場合には何らかの表示をすることにつきまして、検討したいと考えております。

西沢委員

今回、県支出金が203万5,000円で、そのうち126万7,000円が予算化され、76万8,000円が一般財源に戻っている。最終的には県に返すということなのか。

村松課長

76万8,000円が財源変更になっている部分につきましては、別のものございまして、緊急雇用やふるさと雇用の関係で、県から商工労政課に事務費相当額がいただけるということで、臨時職員賃金を一般財源から振り替えるものがございます。

【質疑終結】

【意見】

浅野委員

民主ネットリベラルの会を代表して議案第66号について賛成の意

見を申し上げる。パソコンのレンタルの執行権は情報統計課の方にある
ということでしたが、市民経済部より情報統計課に対して、予算額全て
の執行ではなくて、できるだけ低い価格で抑えられるように伝えて欲し
いということを意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第66号当委員会所管部分については、全会一致、原案のとおり
可決すべきものと決する。

(説明員退室)

○「閉会中の継続審査申出の件（特定事件）」について

別紙のとおり、申出を行なうこととなった。

散 会 （午前11時40分）